

有償在宅福祉サービス事業の現状について

1 見直しの背景

昭和 56 年の武蔵野市福祉公社設立以来の独自事業であり、身近に親族等の頼りとする人がいないなどで老後生活に不安を感じている方に、利用者一人に社会的援護者として選任の相談員(ソーシャルワーカー)が付くもので、基本サービスと個別サービスがある。

長年にわたり利用者の生活を支援してきたが、制度開始より 30 年以上が経過し、以下の点で見直しが求められている。

- (1)介護保険制度の創設・普及により、在宅福祉サービスの供給体制・供給量が大きく変化したため、福祉公社の提供する有償在宅福祉サービスが需要・供給ともに低下していること。
- (2)認知症高齢者の増加や障害者を支援するための権利擁護事業の必要性が増大していること。
- (3)福祉公社が平成25年度の公益法人化に向けて組織・事業の整理・見直しを進めていること。

2 見直しの視点

有償在宅福祉サービス事業は、定期訪問による相談援助を基調に、社会資源仲介機能、親族機能の代行機能、緊急時対応等の身上配慮サービス、家事・介助サービスを提供し、家族のサポートが見込めない独居高齢者や高齢者のみの世帯の在宅生活を支えてきた。

別紙 2 - 1 頁「有償在宅サービス利用者推移」「世帯割合推移」

しかしながら、開始当時とは社会状況も変化してきているため、以下の視点で事業の改廃の是非を検討する。

- (1)介護保険の導入とともに、一定の在宅支援施策が整備されており、個別サービス(家事・介助サービス)の需要は、大きく減少している。

別紙 2 - 2 頁「家事介護サービスと利用者推移」

- (2)有償在宅サービス利用者の内、権利擁護事業を合わせて利用している方の割合が、大きく増加している。

別紙 2 - 2 頁「有償在宅サービス利用者と権利擁護併用状況の推移」

- (3)事業開始時点での一世帯あたりの基本利用料月1万円が、31年経過後の現在まで見直されておらず、物価上昇により、サービス提供経費(一世帯あたり月2.3万円)とのバランスが大きく崩れ財政赤字の要因となっている。一方で、必要

経費をすべて利用料に転嫁することは、利用者の生活を多分に圧迫することとなる。

(4) 権利擁護事業は、金銭管理や成年後見・福祉サービス利用援助のサービスを提供しているが、同様に社会状況の変化に伴い、以下の点で事業の改変が求められている。

① 独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、家族のサポートが見込めない高齢者も増加しており、その中には、認知症など判断能力の衰えから、第三者による財産等の管理の他、日常生活における多岐にわたる支援(家族的サポート・身上配慮・社会支援)が必要な高齢者がいる。

別紙 2 - 3 頁「権利擁護利用者の変化」「権利擁護・成年後見件数」

② 安心・安全な社会生活を求める障がい者を支援するため、権利擁護事業の拡大・強化が必要である。

3 現状認識

- (1) 増加する認知症等判断能力の不十分な高齢者と、安心・安全な社会生活を求める障がい者を支援するため、権利擁護事業の拡大・強化が求められている。
- (2) 核家族化、無縁社会の拡大など、地域社会が高齢者や障がい者にとって生活しにくい方向に変化している。
- (3) 介護保険制度等により、在宅介護に対する社会保障制度が定着してきている。
- (4) 在宅介護支援センター、地域包括支援センター等の活動により、地域の相談・支援機能が充実してきている。
- (5) 公社は、公益財団法人への移行準備を進めており、平成 25 年度までに事業整備が必要である。
- (6) 有償在宅福祉サービス事業については、平成 12 年の介護保険制度導入時から見直しの話が出ており、平成 22 年度において契約の一部を変更したものの、利用料等の見直しを現在に至るまで行っていないため、早急な見直しが必要である。

4 課題

- (1) 有償在宅福祉サービス事業の今後のあり方について
- (2) 権利擁護、成年後見の事業強化について
- (3) 財務状況の改善について